

2015年からと2015年までで税制のここが変わる

●とうとう相続税増税がスタート

★非課税枠が4割減

相続税の非課税枠は、『3,000万円+600万円×法定相続人数』となりました。遺族が妻と子2人のケースでは、夫に4,800万円の遺産があれば注意が必要になります。特に地価が高い首都圏では、自宅の相続だけで申告が必要となる可能性が高いでしょう。

★最高税率が55%にアップ!

課税対象2億円超では税率が上がり、6億円超の税率は50%から55%に上がりました。

<相続税の速算表> 改正後

課税標準	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
1,000万円超3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超1億円以下	30%	700万円
1億円超2億円以下	40%	1,700万円
2億円超3億円以下	45%	2,700万円
3億円超6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

★自宅相続の特例は使いやすく!

小規模宅地の特例は、自宅敷地330㎡(=100坪)まで8割減評価できるようになりました。(改正前は240㎡まで)大豪邸でなければ評価減をとって税負担を抑えることができます。特例を使うには納税ゼロでも申告書提出が必要なので、ご注意ください!

●公社債の解約益は来年から課税へ

来年から公社債と上場株課税が一体化され、現行非課税の公社債の解約益が課税扱いに!一方で上場株の譲渡損は公社債の運用益と通算できるようになるため、忘れず繰越しておきましょう。

公社債の税金の改正予定

項目	2015年まで	2016年から
利息等	20.315% (源泉分離課税)	20.315%源泉課税
償還差益	雑所得(総合課税)	(申告分離課税)
途中解約	非課税	

また、来年から上場株と非上場株の税制は区分されます。非上場株と上場株の譲渡損益の通算ができるのは、今年いっぱいとなる点にもご注意ください!

●少人数私募債での節税は今年いっぱい

所得税率が最高45%の役員報酬より、20%で済む私募債利息の方が有利ということで、社長の節税対策のため私募債発行する企業は相当数あります。

2016年以降、私募債利息は雑所得として役員報酬と同様5~45%の累進税率で課税されるため、節税メリットはなくなります。今年中に、制度見直しも含めた検討が必要かもしれません。

●成人の孫への贈与税が軽く!

相続税同様、贈与税の最高税率が55%(現行50%)にアップしました。ただし税率が2種類に分かれ、成人の子や孫への贈与は有利になりました。

子や孫への贈与制度としては、教育資金贈与信託(最高1,500万円)の他、改正案として●結婚・子育て資金一括贈与(最高1,000万円)●住宅取得資金(最高3,000万円)が挙がっており、シニア世代の資金を引き出すため、各場面での贈与制度が整備されたといえそうです。



2015年からの贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	成人の子や孫限定		左記以外	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	-	10%	-
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下			20%	25万円
600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円		

●所得税増税も始まった!

高所得者を対象に、所得税は3年連続で増税となります。



2015年には最高税率が45%(昨年まで40%)へアップとなる上、2016年には給与年収1,200万円超、2017年には年収1,000万円超で税負担が増えることとなります。

給与所得控除額の改正予定

項目	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
給与年収	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円
税率45%での増税額	-	+6.7万円	+4.5万円

●NISAは口座変更が可能に

株式等の投資益が非課税となるNISA。一旦選択した金融機関は4年間変更できない制度でしたが、今年からは変更できるようになります。投資信託は金融機関によって取り扱い銘柄が異なることもあり、使い勝手がよくなりそうです。

口座開設には住民票が必要ですが、取得代行する金融機関が増え、これから開設という方も郵送だけで手続きが済みそうです。

●非課税枠の増額と●子どもNISA創設という改正案も出ており、今後利用者はますます増えそう。期間限定の制度ですが、近い将来恒久的制度になるかもしれません。

